

愛知県公立大学法人期末手当及び勤勉手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人給与規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第18号。以下「給与規程」という。）第20条第1項、第2項、第4項及び第5項、第22条第7項、第23条第1項、第2項、第4項及び第5項、第24条、第26条並びに第29条第6項及び第7項の規定に基づき、期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(期末手当の支給を受ける教職員)

第2条 給与規程第20条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（給与規程第21条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。

- (1) 無給休職者（愛知県公立大学法人教職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第2号。以下「就業規則」という。）第19条第1項第1号及び第3号から第5号までのいずれかの規定に該当して休職にされている教職員のうち給与の支給を受けていない教職員をいう。以下同じ。）
- (2) 刑事休職者（就業規則第19条第1項第2号の規定に該当して休職にされている教職員をいう。以下同じ。）
- (3) 停職者（就業規則第48条第3号の規定により停職にされている教職員をいう。以下同じ。）
- (4) 愛知県公立大学法人教職員育児休業及び介護休業に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第33号。以下「育児介護休業規程」という。）第3条の規定により育児休業をしている教職員（以下「育児休業者」という。）のうち、給与規程第24条第1項に規定する教職員以外の教職員

第3条 給与規程第20条第1項後段に規定する規程で定める教職員は、次に掲げる教職員とし、これらの教職員には、期末手当を支給しない。

- (1) その退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した日において、前条各号のいずれかに該当する教職員であった者
- (2) その退職又は就業規則第28条第2項第1号に該当した解雇の後基準日までの間において次に掲げる者となったもの（非常勤である者にあつては、再任用に関する規程第2条の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）
 - ア 給与規程の適用を受ける教職員
 - イ 任用上の事情等を考慮して給与規程附則第5項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員
 - ウ 愛知県公立大学法人の役員
- (3) その退職に引き続き次に掲げる者となったもの（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員に限る。）
 - ア 国又は他の地方公共団体の職員（理事長が定める者に限る。）
 - イ 独立行政法人の職員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）のうち理事長が定める者
 - ウ 地方独立行政法人の職員（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のうち理事長が定める者

第4条 期末手当について給与規程第29条第6項ただし書に規定する期末勤勉手当規程で定める教職員は、前条第2号及び第3号に掲げる教職員とし、これらの教職員には期末手当を支給しない。

第5条 基準日前1か月以内において給与規程の適用を受ける教職員または再任用短時間勤務職員としての

退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(特定管理職員としない教職員)

第6条 給与規程第20条第2項に規定する規程で定める教職員は、次の各号のいずれにも該当する教職員以外の教職員とする。

(1) 愛知県公立大学法人管理職手当規程(平成19年愛知県公立大学法人規程第26号。以下「管理職手当規程」という。)の規定による管理職手当に係る区分が1種の職を占める教職員又は同規程第5条の規定により理事長の承認を得て指定する職(理事長の定める職に限る。)を占める教職員(休職にされている教職員で給与規程第29条第1項又は第6項ただし書に該当する教職員以外のものを除く。)

(2) その者の属する職務の級が次のいずれかに該当する教職員

ア 一般職給料表の職務の級7級以上

イ 保健職給料表の職務の級6級以上

(期末手当基礎額等に係る加算を受ける教職員及び加算割合)

第7条 給与規程第20条第5項(給与規程第23条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が3級以上であるもののうち規程で定める教職員並びに教育職給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規程で定めるものは、別表第1教職員の欄に掲げる教職員とする。

2 給与規程第20条第5項に規定する役職段階、職務の級等を考慮して規程で定める教職員の区分は、別表第1教職員の欄に掲げる教職員の区分とし、同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規程で定める割合は、当該区分に対応する同表加算割合の欄に定める割合とする。

第8条 給与規程第20条第5項に規定する規程で定める管理又は監督の地位にある教職員は、次に掲げる教職員(休職にされている教職員で給与規程第29条第1項又は第4項ただし書に該当する教職員以外のものを除く。)とする。

(1) 管理職手当規程別表第1の職を占める教職員(理事長が定める職を占める教職員を除く。)

(2) 前号に掲げる教職員に相当する教職員であるとして理事長が定める教職員

2 給与規程第20条第5項に規定する100分の25を超えない範囲内で規程で定める割合は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合とする。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 管理職手当に係る区分が1種の職を占める教職員については100分の13、管理職手当に係る区分が2種の職を占める教職員については100分の10、管理職手当に係る区分が3種及び4種の職を占める教職員については100分の8、管理職手当に係る区分が5種の職を占める教職員については100分の4

(2) 前項第2号に掲げる教職員 理事長が定める割合

(期末手当に係る在職期間)

第9条 給与規程第20条第2項に規定する在職期間は、給与規程の適用を受ける教職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 停職者として在職した期間については、その全期間

(2) 育児休業者として在職した期間については、その2分の1の期間

(3) 休職にされていた期間(次に掲げる期間を除く。)については、その2分の1の期間

ア 給与規程第29条第1項又は第4項ただし書の規定の適用を受ける休職者であった期間

イ 給与規程第29条第5項の規定の適用を受ける休職者であった期間(理事長が定める期間を除く)

く。)

- (4) 教職員育児休業及び介護休業に関する規程第20条の規定により同規程14条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員(以下「育児短時間勤務教職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(第20条第2項第3号において「算出率」という。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

第10条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

- (1) 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者が給与規程の適用を受ける教職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

- ア 任用上の事情等を考慮して給与規程附則第5項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員
イ 愛知県公立大学法人の役員

- (2) 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き給与規程の適用を受ける教職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

- ア 国又は他の地方公共団体の教職員(理事長が定める者に限る。)
イ 独立行政法人の教職員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)のうち理事長が定める者
ウ 地方独立行政法人の教職員(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)のうち理事長が定める者

2 前項の期間の算定については、前条第2項の規定を準用する。

(支給の一時差止め等に係る在職期間)

第11条 給与規程第21条及び第22条(これらの規定を給与規程第23条第5項及び第29条第7項において準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、給与規程の適用を受ける教職員として在職した期間とする。

2 前条第1項第1号ア若しくはイに掲げる者及び同項第2号アからウまでに掲げる者が引き続き就業規則の適用を受ける教職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

(一時差止処分の手続)

第12条 理事長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に一時差止処分書(様式第1。以下「処分書」という。)を交付しなければならない。

2 給与規程第22条第6項(給与規程第23条第5項及び第29条第7項において準用する場合を含む。)に規定する説明書の様式は、様式第2のとおりとする。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続)

第13条 給与規程第22条第2項給与規程第22条(給与規程第23条第5項及び第29条第7項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、の規定による一時差止処分を受けた教職員はその処分の取消しの申立てを行うことができる。取消しの申立てについては、その理由を明示した書面で、当該一時差止処分をした者に対して行わなければならない。

(一時差止処分の取消しの通知)

第14条 理事長は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかにその旨を書面で通知しなければならない。

(勤勉手当の支給を受ける教職員)

第15条 給与規程第23条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそ

それぞれの基準日に在職する教職員（給与規程第23条第5項において準用する給与規程第21条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。

- (1) 休職にされている者（第9条第2項第3号アの休職者を除く。）
- (2) 停職者
- (3) 育児休業者のうち、給与規程第24条第2項に規定する教職員以外の教職員

第16条 給与規程第23条第1項前段に規定する規程で定める教職員は、愛知県公立大学法人職員の職級に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第17号）別表職級の欄に掲げる部長級、部次長級又は課長級の職級にある教職員のうち、理事長が定める教職員とする。

2 給与規程第23条第1項前段に規定する規程で定める期間は、基準日の属する年の前年の4月1日から基準日の属する年の3月末日までの期間のうち、前項に規定する理事長が定める教職員が当該教職員として在職した期間とする。

第17条 給与規程第23条第1項後段に規定する規程で定める教職員は、次に掲げる教職員とし、これらの教職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない教職員については、この限りでない。

- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において第15条各号のいずれかに該当する教職員であった者
- (2) 第3条第2号及び第3号に掲げる者

2 第5条の規定は、前項の場合に準用する。

（勤勉手当の支給基準）

第18条 給与規程第23条第2項に規定する規程で定める基準は、次条に規定する教職員の勤務期間による割合（以下次条において「期間率」という。）に第22条に規定する教職員の勤務成績による割合（以下第22条において「成績率」という。）を乗じて得たものとする。

（勤勉手当の期間率）

第19条 期間率は、基準日以前6か月以内の期間における教職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第20条 前条に規定する勤務期間は、給与規程の適用を受ける教職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 停職者及び育児休業者（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）として在職した期間
- (2) 休職にされていた期間（第9条第2項第3号ア及びイに掲げる期間を除く。）
- (3) 育児短時間勤務教職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
- (4) 給与規程第28条第1項の規定により給与を減額された期間（育児介護休暇規程第20条に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）により勤務しなかつた期間、同規程第14条の規定により部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日が90日以下の場合におけるその勤務しなかつた期間及び同規程第39条の規定により介護時間の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかつた期間を除く。）
- (5) 負傷又は疾病（その負傷又は疾病が業務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）に起因する場合を除く。）により勤務しなかつた期間から愛知県公立大学法人教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第3

1号。以下「勤務時間休日休暇規程」という。)第6条第1項に規定する週休日及び同規程第9条第2項に規定する休日(以下「週休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、理事長の定める期間を除く。

(6) 介護休暇により勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7) 育児介護休業規程第39条の規程により介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(8) 育児介護休業規程第24条の規程により育児部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(9) 基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合(その原因が業務又は通勤に起因する場合であって、基準日以前6か月の期間の全部又は一部が勤務しなくなった日から起算して3年を超えない期間に含まれるとき及び基準日以前6か月の期間の一部が第9条第2項第3号イに掲げる期間である場合を除く。)には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第21条 第10条第1項の規定は、前条に規定する給与規程の適用を受ける教職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

(勤勉手当の成績率)

第22条 再任用職員以外の職員の成績率は、100分の142.5(給与規程第20条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。)にあつては、100分の172.5)の範囲内で、再任用職員の成績率は、100分の67.5(特定管理職員にあつては、100分の82.5)の範囲内で、理事長が定めるものとする。

(育児休業者に係る勤務した期間に相当する期間)

第23条 給与規程第24条第1項に規定する規程で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 育児介護休業規程第3条の規定により育児休業をしていた期間

(2) 第2条第3号に掲げる教職員として在職した期間

(3) 休職にされていた期間(第9条第2項第3号ア及びイに掲げる期間を除く。)

2 給与規程第24条第2項に規定する規程で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 負傷又は疾病(その負傷又は疾病が業務又は通勤に起因する場合に限る。)により勤務しなかった期間のうち、勤務しなくなった日から起算して3年を超えない期間

(2) 第9条第2項第3号イに掲げる期間

(支給日等)

第24条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第3の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

2 愛知県公立大学法人教職員給料等支給方法規程(平成19年愛知県公立大学法人規程第20号)第4条の規定は、期末手当及び勤勉手当の支給について準用する。

(端数計算)

第25条 給与規程第20条第2項に規定する期末手当基礎額又は給与規程第23条第2項前段に規定する勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 愛知県の職員の給与に関する条例等の規定に基づき平成18年12月に支給された期末手当において役職段階別加算措置（職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第20条第5項の規定により、同条第4項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同条第5項に規定する役職段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合（以下「加算割合」という。）を乗じて得た額を加算した額を同条第2項の期末手当基礎額とすることをいう。）の対象となっていた教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める教職員のうち、愛知県公立大学法人期末手当及び勤勉手当規程（以下「規程」という。）第7条第1項及び別表第1の規定を適用した場合に得られることとなる加算割合（以下「規程による加算割合」という。）が、同月に当該教職員に支給された期末手当において適用された加算割合（理事長が定める教職員にあっては、理事長が定める加算割合。以下「平成十八年十二月の加算割合」という。）に達しないこととなるもの（理事長が定めるものを除く。）についての加算割合は、同項及び同表の規定にかかわらず、平成20年3月31日までの間、次の表に掲げる給料表、平成18年12月の加算割合及び改正後の規程による加算割合に応じ、同表加算割合の欄に定める割合とする。

給料表	平成18年12月の加算割合	改正後の規程による加算割合	加算割合
一般職給料表	100分の20	100分の15	100分の18
保健職給料表	100分の15	100分の10	100分の13
		100分の5	100分の13
	100分の10	100分の5	100分の8
		100分の3	100分の8
		0	100分の8
	100分の5	100分の3	100分の3
		0	100分の3

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成19年12月1日から施行する

(経過規定)

2 愛知県公立大学法人給与規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第18号。以下「給与規程」という。）に基づき平成19年6月に支給された期末手当において役職段階別加算措置（給与規程第20条第4項の規定により、同条第3項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同条第4項に規定する役職段階、職務の級等を考慮して期末勤勉手当規程で定める職員の区分に応じて同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合（以下「加算割合」という。）を乗じて得た額を加算した額を同条第2項の期末手当基礎額とすることをいう。）の対象となっていた教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める教職員のうち教育職給料表の適用を受ける教職員において、愛知県公立大学法人期末手当及び勤勉手当規程（以下「規程」という。）第7条第1

項及び別表第1の規定を適用した場合に得られることとなる加算割合（以下「規程による加算割合」という。）が、同月に当該教職員に支給された期末手当において適用された加算割合（理事長が定める教職員にあっては、理事長が定める加算割合。以下「平成19年6月の加算割合」という。）に達しないこととなるもの（理事長が定めるものを除く。）についての加算割合は、同項及び同表の規定にかかわらず、平成20年3月31日までの間、次の表に掲げる給料表、平成19年6月の加算割合及び改正後の規程による加算割合に応じ、同表加算割合の欄に定める割合とする。

給料表	平成19年6月の加算割合	改正後の規程による加算割合	加算割合
教育職給料表	100分の15	100分の10	100分の13
		100分の5	100分の13
	100分の10	100分の5	100分の8
		0	100分の8
	100分の5	100分の3	100分の3
		0	100分の3

附 則（平成19年12月22日規程第64号）

この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年6月6日規程第5号）

- この規程は公布の日から施行し、平成20年6月1日から施行する。

（経過規定）

- 愛知県公立大学法人給与規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第18号。以下「給与規程」という。）に基づき平成19年6月に支給された期末手当において役職段階別加算措置（給与規程第20条第4項の規定により、同条第3項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同条第4項に規定する役職段階、職務の級等を考慮して期末勤勉手当規程で定める職員の区分に応じて同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合（以下「加算割合」という。）を乗じて得た額を加算した額を同条第2項の期末手当基礎額とすることをいう。）の対象となっていた教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める教職員のうち教育職給料表の適用を受ける教職員において、愛知県公立大学法人期末手当及び勤勉手当規程（以下「規程」という。）第7条第1項及び別表第1の規定を適用した場合に得られることとなる加算割合（以下「規程による加算割合」という。）が、同月に当該教職員に支給された期末手当において適用された加算割合（理事長が定める教職員にあっては、理事長が定める加算割合。以下「平成19年6月の加算割合」という。）に達しないこととなるもの（理事長が定めるものを除く。）についての加算割合は、同項及び同表の規定にかかわらず、平成21年12月までの間、次の表に掲げる給料表、平成19年6月の加算割合及び改正後の規程による加算割合に応じ、同表加算割合の欄に掲げる期末手当の支給月の区分ごとに定める割合とする。

給料表	平成19年6月の加算割合	改正後の規程による加算割合	加算割合	
			平成20年6月及び平成20年12月	平成21年6月及び平成21年12月
教育職給料表	100分の15	100分の10	100分の12	100分の11
		100分の5	100分の12	100分の11
	100分の10	100分の5	100分の7	100分の6

		0	100分の7	100分の6
	100分の5	100分の3	100分の3	100分の3
		0	100分の3	100分の3

- 3 愛知県の職員の給与に関する条例等の規定に基づき平成18年12月に支給された期末手当において役職段階別加算措置（職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第20条第5項の規定により、同条第4項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同条第5項に規定する役職段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合（以下「加算割合」という。）を乗じて得た額を加算した額を同条第2項の期末手当基礎額とすることをいう。）の対象となっていた教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める教職員のうち、愛知県公立大学法人期末手当及び勤勉手当規程（以下「規程」という。）第7条第1項及び別表第1の規定を適用した場合に得られることとなる加算割合（以下「規程による加算割合」という。）が、同月に当該教職員に支給された期末手当において適用された加算割合（理事長が定める教職員にあつては、理事長が定める加算割合。以下「平成十八年十二月の加算割合」という。）に達しないこととなるもの（理事長が定めるものを除く。）についての加算割合は、同項及び同表の規定にかかわらず、平成21年12月までの間、次の表に掲げる給料表、平成18年12月の加算割合及び改正後の規則による加算割合に応じ、同表加算割合の欄に掲げる期末手当の支給月の区分ごとに定める割合とする。

給料表	平成18年12月の加算割合	改正後の規程による加算割合	加算割合	
			平成20年6月及び平成20年12月	平成21年6月及び平成21年12月
一般職給料表	100分の20	100分の15	100分の17	100分の16
	100分の15	100分の10	100分の12	100分の11
保健職給料表	100分の10	100分の5	100分の12	100分の11
		100分の3	100分の7	100分の6
	100分の5	0	100分の7	100分の6
		100分の3	100分の3	100分の3
		0	100分の3	100分の3

附 則（平成25年6月26日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、平成24年12月1日から適用する。

附 則（平成26年3月26日規程第8号）

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年12月24日規程第13号）

この規程は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日規程第10号）

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月24日規程第10号）

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年12月26日規程第8号)

この規程は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月22日規程第13号)

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年12月27日規程第4号)

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年2月20日規程第8号)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

附 則 (令和2年2月17日規程第18号)

この規程は、公布の日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月27日規程第24号)

この規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月8日規程第14号)

この規程は、令和3年4月1日から適用する。

別表第1 (第7条関係)

給料表	教職員	加算割合
教育職給料表	教授の職を占める教職員	100分の15 (理事長の定める教職員にあつては、100分の20)
	准教授又は講師の職を占める教職員	100分の10 (理事長の定める教職員にあつては、100分の15)
一般職給料表 保健職給料表	部長級である教職員及び部次長級である教職員が占める職であるとして理事長が定める職を占める教職員	100分の20
	(1) 課長級である教職員が占める職であるとして理事長が定める職を占める教職員 (2) 課長補佐級である教職員が占める職であるとして理事長が定める職を占める教職員	100分の15
	課長補佐級である教職員が占める職であるとして理事長が定める職を占める教職員	100分の10
	主査級である教職員が占める職であるとして理事長が定める職を占める教職員	100分の5
	主任級である教職員が占める職であるとして理事長が定める職を占める教職員	100分の3

別表第2（第19条関係）

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

別表第3（第24条関係）

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

様式第1 (第12条関係)

一 時 差 止 処 分 書		第 号
		年 月 日
(住所)		
(氏名)	様	
		(一時差止処分者)
		理事長 印
愛知県公立大学法人教職員給与規程		の規定に基づき、
年 月 日に支給することとされている		手当の支給を一時差し止めます。
教示		
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して		
6か月以内に、	を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(こ	
の訴訟において	を代表する者は、	となります。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2 (第12条関係)

処 分 説 明 書

1 処分を受ける者			
ふりがな		離職時の職名	
氏名			
離職時の所属			
離職年月日	年 月 日	離職時の給料月額	円 (職 級 号給)
2 処分の内容			
根拠条項			
処分の対象となる手当	年 月 日に支給することとされている 手当		
処 分 の 理 由			
	(思料される犯罪に係る罰条)		
<p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末手当、勤勉手当又は期末特別手当が支給されます。</p> <p>① この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>② この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</p> <p>③ この処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該処分に係る期末手当、勤勉手当又は期末特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合（当該処分を受けた者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが当該処分の目的に明らかに反すると処分者が認めるときを除く。）</p> <p>④ 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当、勤勉手当又は期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合</p>			
年 月 日			(一時差止処分者) 理事長 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。